

業務用の冷蔵・冷凍・空調機器の廃棄時・整備時の フロン類の適切な回収が義務づけられています!

フロン回収・破壊法

詳しくは、フロン回収・破壊法に関するパンフレットへ
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/pamphs.html>

廃棄するとき

機器の撤去・解体に伴ってフロン類を大気中へ放出しないように適切に回収!

■機器を廃棄(部品リサイクル等を目的とした有償又は無償による譲渡を含む。)する者は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた回収業者に引き渡し
- 回収を依頼する書面(又は委託確認書)を交付、その写しを保存(3年)
- 回収業者から交付(又は送付)された引取証明書(又はその写し)を保存(3年)
- フロン類の回収・運搬・破壊に要する費用を負担

整備するとき

機器の修理・点検に伴ってフロン類を大気中へ
放出しないように確実に管理!

整備時の回収は、使用時排出の抑制のための
重要な取組の一つ!

■機器を整備する者は

- 整備の際にフロン類を回収する必要がある場合、回収業者の登録を受け自ら回収又は登録を受けた回収業者へ回収を委託

■整備の発注者は

- フロン類の回収・運搬・破壊に要する費用を負担

フロン類のみだり放出の禁止

- 業務用の冷蔵・冷凍・空調機器から冷媒フロン類のみだりに大気中に放出することは禁止
- 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象

フロン類回収を行う専門業者やメンテナンス業者等とよく相談

- 業務用の冷蔵・冷凍・空調機器の廃棄や整備を行う際は、作業時間を十分に確認するなど、フロン類を適切に回収

ノンフロン化の取組

フロン類を使わない製品(ノンフロン製品)を選ぶようにしましょう!

- 機種や用途によってはノンフロン製品があります。使用中の漏れや廃棄時の回収などを考えると、機器等を購入するときにフロン類を使っていないものを選べないか、よく考えてみましょう。
- ノンフロン製品に利用されるガスは、可燃性のものや高圧である場合がありますので、適切な管理の下で使用するよう気をつけましょう。
- 環境省では省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業を行っています。冷媒にフロン類を使用しない冷凍・冷蔵・空調装置を導入する場合、補助が受けられます。(詳しくは下記にお問い合わせ下さい。)



環境省

R70

環境省地球環境局フロン等対策推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8329 FAX: 03-3581-3348
ホームページ: <http://www.env.go.jp/>

未来が変わる。
日本が変わる。



www.challenge25.go.jp